

税のお知らせ

固稅務課 ☎(50)1242

バイクなどの 税率引き 上げ延期

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税率は、平成27年度から引き上げの予定でしたが、平成27年度税制改正により1年延期(平成28年度から適用)となりました。

軽自動車の 減免

市では一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を行う制度を設けています。納

付書到着後、納期限の7日前までに申請してください。
なお、要件によっては減免の対象にならない場合があります。事前に問い合わせの上、申請してください。

◆公益専用車

公益のために直接使用される軽自動車など。

◆身体障害者などが利用する軽自動車

身体障害者などが移動のために利用する軽自動車などで、一定の要件に該当するもの。

ただし減免の対象は、1人の身体障害者などにつき、自動車または軽自動車などのいずれか1台のみとなります。

◆身体障害者用改造車

身体障害者などの利用に供するための軽自動車。例えば車いすの昇降装置、固定装置または浴槽を装着するなど特別の仕様に改造された軽自動車など。

軽自動車の 車検用の 納税証明

軽自動車税を5月中旬に送付する納付書で納めた人は、納付書に納税証明書(継続検査用)が添付されています。口座振替利用者は、6月1日(月)が振替日のため、6月中旬にはがき様式の「納税証明書(継続検査用)」を送付します。ただし、振替日直後に市役所窓口で納税証明書(継続検査用)を申請する場合は、金融機関から市への納付連絡に10日程度かかるため、納付を証明できる書類(振替が記載された通帳など)を持参ください。

固稅務課 ☎(50)1223

家屋を新築・増築した場合は、税務課へ連絡をお願いします。また、家屋を取り壊した場合も連絡をください。現地確認の上、課税台帳から抹消します。

新築・増築 家屋の調査を実施

■家屋調査とは

市では、固定資産税を公平かつ適正に課税するため、家屋調査を実施しています。新築・増築および課税台帳に登録されていない未調査家屋が対象となります。建物の内部・外部を調査し、国の定める固定資産評価基準により建物の評価額を算定して課税台帳に登録します。

■調査方法

調査員(市職員)が訪問し、建物の外部(屋根・外壁・基礎)と内部(天井・内壁・床・柱・建具)の使用部材の調査、計測や完成図面などによる建物の形状や間取り、所有者、建築年次の確認などを行います。

調査日時について、事前に連絡の上、日程を調整します。なお、調査員は市発行の身分証明書を携行しています。



福祉車両が寄贈

固高齢者福祉課 ☎(50)1208

佐原ライオンズクラブの結成50周年記念事業の一環として、福祉車両「車いす移動車」が市に寄贈されました。車両は香取市なのはな苑デイサービスセンターで、利用者の送迎車として活用させていただきます。



募集

市の職員

■一般行政職上級

◇採用予定数 3人程度

◇受験資格 次のどちらかに該当する人

①昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人(学歴不問)、②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学除く)を卒業した人(平成28年3月までに卒業見込みの人を含む)

■技術職(建築・土木)上級

◇採用予定数 建築1人程度、土木1人程度

◇受験資格 次のどちらかに該当する人

①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人(学歴不問)、②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学除く)を卒業した人(平成28年3月までに卒業見込みの人を含む)

■受験手続 総務課・市ホームページにある申込書に写真貼付、必要事項を記入し持参または郵送

■受付期間 6月2日(火)~19日(金)(当日消印有効)

■試験日 7月26日(日)

■試験会場 県立佐原高等学校

■採用予定日 平成28年4月1日

※地方公務員法第16条に該当する人、日本国籍のない人は受験できません

固總務課 ☎(50)1240

消費生活 センター通信 No.12

買い取られた貴金属 クーリング・オフが できます

固消費生活センター
☎(50)1300

事例

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えたが、あまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ「それを売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖くて、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。

ひとことアドバイス

- ▷訪問購入もクーリング・オフが導入され、法律で定められた書類を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件に取り戻すことができるようになりました。
- ▷家具や本、ゲームソフト類などクーリング・オフが適用されない商品もあるので注意が必要です。
- ▷売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- ▷困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

<広告>

どこに頼んでもいかわからない工事 お電話下さい!

リフォームのことならなんでもおまかせ下さい!

ヤマケン
(株)山本住建

建築工事業知事許可第25690号

香取市佐原イ2943 ☎52-4545
http://www.yamaken.ne.jp/

<広告>

5/6(水) 9時~12時

仏事 無料
個別相談会

お葬式に関して、お客様のご要望に合わせて個別にご相談をお受けいたします。葬祭ディレクター・全総連事前相談員・終活カウンセラーの資格をもった専門の相談員がお待ちしております。

会場：佐原北口ホール(香取市北 2-6-7)

お問合せは
セレモニーきょうち 0120-52-4441まで

<広告>

5/12(火) 10時~11時30分

イキイキ終活
セミナー 無料

ほっとするお仏壇・お墓選び&なかなか人に聞けないお葬式マナー

会場：佐原北口ホール(香取市北 2-6-7)

15名様
限定 お問合せ・お申込み
セレモニーきょうち 0120-52-4441